

広島県告示第八百四十九号

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第二十三条第一項の規定によって、令和六年広島県告示第三十三号（令和六年能登半島地震に係る県税の申告、納付等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和六年一月一日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについて、令和七年十月三十一日とする。

令和七年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

都道府県名	地 域
石 川 県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町